

定款

〔平成 23 年 11 月 25 日 内閣府認定〕
〔平成 23 年 12 月 1 日 設立登記〕

公益財団法人日本パラスポーツ協会

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人日本パラスポーツ協会と称し、英語表記は、Japanese Para Sports Association (略称 JPSA)とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。
これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、パラスポーツ（障がい者のスポーツ）を振興し、国民の障がいに関する理解の促進を図り、パラスポーツを通じて障がい者の自立と社会参加を促し、多様性を尊重する活力ある共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 全国障害者スポーツ大会をはじめ各種パラスポーツ競技大会及びパラスポーツイベントの開催及び奨励に関すること
 - (2) パラスポーツの指導者の育成に関すること
 - (3) パラスポーツ団体及び関連団体との連携・協働、支援に関すること
 - (4) パラスポーツに関する相談、指導及び普及啓発に関すること
 - (5) 国際パラリンピック委員会等及び国際的な障がい別競技団体の事業への参画、国際協力に関すること
 - (6) 国際パラスポーツ大会への選手、役員等の派遣及び成績優秀者の表彰等に関すること
 - (7) パラスポーツ選手の競技力の向上等に関すること
 - (8) パラリンピックムーブメントの推進に関すること
 - (9) パラスポーツ関連の調査研究に関すること
 - (10) パラスポーツ教育に関すること
 - (11) パラスポーツの広報に関すること
 - (12) 事業に必要な組織体制の強化及び財政基盤の充実・安定化に関すること
 - (13) その他この法人の目的達成に必要な事業
- 2 前項の事業については、国内及び海外において行うものとする。

第3章 登録団体

(登録団体)

第5条 この法人は、法人の目的に賛同し、この法人と連携及び協働する次の各号の一に該当するものを登録団体とすることができる。

- (1) 国内において特定のパラスポーツを統轄する団体
- (2) 各都道府県及び各指定都市におけるパラスポーツを総合的に統轄する団体
- (3) 各都道府県及び各指定都市におけるパラスポーツ指導者を統轄する団体
- (4) 各都道府県及び各指定都市においてパラスポーツの活動拠点となる団体

2 登録団体について必要な事項は、別に定める。

第4章 財産及び会計

(財産の種類)

第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めたものとする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産は、その2分の1以上を第4条第1項に定める事業に使用するものとし、その取扱いは、理事会の決議により別に定める。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 基本財産については、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の処分又は除外する場合は、あらかじめ理事会及び評議員会の議決を得なければならない。

(財産の管理・運用)

第8条 この法人の財産の管理・運用は、会長(第2827条第3項に定める代表理事をいう。以下同じ。)が行うものとし、その方法は理事会及び評議員会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業年度)

第9条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算書)

第10条 この法人の事業計画及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次に掲げる書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第12条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(会計原則等)

第13条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会において別に定める会計規程によるものとする。

3 特定費用準備資金及び特定資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

第5章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員)

第14条 この法人に評議員15名以上25名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第15条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて専

任された外部委員 2 名の計 5 名で構成する。

- 3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
 - (1) この法人又は関係団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者及び使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) 第 1 号又は第 2 号に該当する者の配偶者、3 親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者を推薦する場合には、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

（任期）

- 第16条** 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会終了のときまでとし、再任を妨げない。
- 2 補欠により選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 評議員は、第 13 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務をする。

（評議員の報酬等）

- 第17条** 評議員には報酬を支給することができるものとする。その額は、毎年総額 100 万円を超えないものとする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 第 1 項及び第 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める報酬等の支給の基準による。

第2節 評議員会

（構成）

- 第18条** 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

- 第19条** 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(役員等の出席)

第20条 会長、常務理事（第2827条第3項に定める業務執行理事をいう。以下同じ。）及び監事は、評議員会に出席しなければならない。ただし、評議員会から出席を求められた理事及び職員は、この限りでない。

- 2 会長及び常務理事以外の理事は、希望する場合に限り評議員会を傍聴することができる。
- 3 この法人の職員及び弁護士等は、理事、監事を補助するため、議長の許可を受けて評議員会の参考人として出席し、意見を述べることができる。

(開催)

第21条 評議員会は、定時評議員会として、毎年度1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第22条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第23条 評議員会の議長は、当該評議員会において評議員の中から選出する。

(決議)

第24条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令又はこの定款で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第2827条の定める定数を上回る場合

には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第25条 会長が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会への報告の省略)

第26条 会長が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第27条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名がこれに記名押印する。

第6章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(役員を設置)

第28条 この法人に、次の役員を置く。
(1) 理事 10 名以上 18 名以内
(2) 監事 2 名以内
2 理事のうち、1名を会長とし、1名を副会長、3 名以内を常務理事とすることができる。
3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第 197 条において準用する第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第29条 理事又は監事は、評議員会の決議によって選任する。
2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務・権限)

第30条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、職務を執行する。
2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
3 副会長は、会長を補佐する。
4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務・権限)

第31条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会終了のときまでとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会終了のときまでとし、再任を妨げない。

3 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 理事又は監事は、第28条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第33条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第34条 理事及び監事に報酬等を支給することができるものとする。その額は、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会が別に定める報酬等の支給基準に従って、報酬等を支給することができる。

(最高顧問)

第35条 この法人に、最高顧問を1名置くことができる。

2 最高顧問は、公益財団法人日本スポーツ協会の会長の職にあるものについて、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。

3 最高顧問は、この法人の運営に関して、会長の諮問に応えまた自ら意見を述べることができる。

4 最高顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長)

第36条 この法人に、名誉会長を若干名置くことができる。

2 名誉会長は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。

3 名誉会長は、この法人の運営に関して、会長に助言することができる。

- 4 名誉会長は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問及び参与)

- 第37条** この法人に、顧問及び参与をそれぞれ若干名置くことができる。
- 2 顧問及び参与は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、重要な事項について会長の諮問に応じる。
- 4 顧問及び参与については、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第2節 理事会

(構成及び議長)

- 第38条** 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(権限)

- 第39条** 理事会は、次に掲げる職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
 - (4) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

- 第40条** 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した理事が理事会を招集し、議長を努める。

(決議)

- 第41条** 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満しているときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会への報告の省略)

- 第42条** 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

- 第43条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 日本パラリンピック委員会

(日本パラリンピック委員会の設置)

第44条 この法人に、日本パラリンピック委員会を置く。英語表記は、Japanese Paralympic Committee（略称JPC）（以下「JPC」という。）とする。

(会長の設置)

第44条の2 JPCに会長（以下「JPC会長」という。）を置く。

2 JPC会長は、この法人の会長が兼務する。

(JPC委員長及びJPC副委員長の設置)

第45条 JPCに委員長（以下「JPC委員長」という。）及び副委員長（以下「JPC副委員長」という。）を置く。

2 JPC委員長は理事会の承認を得てJPC会長が任免又は委嘱する。

3 JPC副委員長は、JPC会長が任免又は委嘱する。

4 JPC委員長は1名、JPC副委員長は4名以内とする。

(JPC事務局の設置)

第46条 JPCに事務局（以下「JPC事務局」という。）を置く。

2 JPC事務局に事務局長（以下「JPC事務局長」という。）及び所要の職員を置く。

3 JPC事務局長及び事務局員にはJPSA職員を充て、JPC所掌業務に係る事務を分掌する。

(運営委員会)

第47条 JPCは、第48条に規定する会務を円滑に遂行するため、JPC委員長、JPC副委員長、JPC加盟競技団体の代表及び学識経験者並びに競技経験者等からなる運営委員会を置く。

2 運営委員は、15名以上25名以内とする。

3 運営委員会の委員長及び副委員長は、JPC委員長及びJPC副委員長をもって充てる。

4 運営委員は、JPC委員長が委嘱する。

(会務)

第48条 JPCは、国際パラリンピック委員会（以下「IPC」という。）、アジアパラリンピック委員会及びIPCに加盟している障がい別競技団体に加盟し、主に第4条第1号、同条第5号、同条第6号、同条第7号及び同条第8号並びに第10号に掲げる事業を行う。

(加盟)

第49条 JPCには、第5条により登録している競技団体のうち、JPC運営委員会が別に定める要件を満たす競技団体が加盟する。

(分担金)

第50条 加盟競技団体は、この法人に対し分担金を毎年納入しなければならない。

2 分担金は、すべてJPCの運営のために支出されなければならない。

(運営規程)

第51条 JPC は、その運営に関する規程を別に定めるものとする。

(理事会の承認)

第52条 第47条に定める運営委員会委員の委嘱並びに前条に掲げる運営に関する規程の制定及び変更について、理事会の承認を受けなければならない。

第8章 専門委員会

(専門委員会)

第53条 この法人の事業を遂行するために必要があるときは、専門委員会を設けることができる。

(専門委員会の委員)

第54条 専門委員会に委員長その他必要な委員を置く。
2 専門委員会の委員長及び委員は、会長が委嘱する。

第9章 協議会

(協議会)

第55条 この法人にパラスポーツ関係団体相互の連携を図り、パラスポーツ振興のため、必要があるときは、協議会を設けることができる。
2 協議会は、関係団体ごとに設けることができ、第5条に定める登録団体がその構成員となる。
3 協議会の運営に必要な事項は、別に定める。

第10章 事務局

(事務局の設置)

第56条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3 事務局長は理事会の承認を得て会長が任免し、職員は、会長が任免する。
4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第57条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
2 前項の規定は、この定款の第3条の目的、第4条の事業、第15条の評議員の選任及び解任についても適用する。

(合併等)

第58条 この法人は、評議員会の決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数により、他の公益法人認定法上の法人と合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第59条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消等に伴う贈与)

第60条 この法人が、公益認定の取消処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第61条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第62条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する。

第13章 補 則

(委任)

第63条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 8 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は鳥原光憲とし、最初の業務執行理事は吉田秀博とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

生駒	三男	伊佐	幸弘	石野富志三郎	井手	裕彦
上村	春樹	大西	守	岡崎 助一	小川	榮一
尾崎	祐三	加藤	智恵子	後藤 邦夫	笹川	吉彦
高木	剛	田中	齋	中島 武範	長久保	文雄
橋本	徹	増田	明美	宮嶋 泰子	望月	敏夫
和田	行博					
- 5 この法人の最初の役員は、次に掲げる者とする。

理事	鳥原	光憲	伍藤	忠春	吉田	秀博	大久保	春美
	陶山	哲夫	荒木	雅信	小林	光男	野口	美一
監事	西沢	英雄	樋口	幸一				
- 6 平成 24 年 6 月 26 日 一部変更(第 48 条第 2 項)
- 7 平成 26 年 8 月 6 日 一部変更(第 1 条、第 3 条、第 4 条、第 44 条、第 44 条の 2、第 48 条、第 51 条、第 52 条、第 53 条)
- 8 平成 29 年 6 月 16 日 一部変更(第 28 条第 1 項第 1 号、第 48 条第 2 項)
- 9 令和 3 年 10 月 1 日 一部変更(第 1 条、第 3 条、第 4 条、第 14 条、第 16 条削除、以下条番号の繰上げ、第 18 条、第 23 条第 2 項、第 28 条第 2 項、第 29 条第 4 項、第 34 条第 2 項、第 40 条、第 43 条、第 44 条、第 45 条、第 46 条、第 47 条、第 50 条第 2 項、第 51 条第 2 項、第 52 条第 2 項、第 53 条追加、第 55 条、第 57 条、第 58 条追加、以下条番号繰下げ、第 60 条、第 62 条)
- 10 令和 3 年 11 月 24 日 一部変更(第 23 条、第 40 条、第 44 条追加、第 45 条追加、第 46 条、以下条番号の繰下げ、第 51 条)
- 11 令和 5 年 6 月 28 日 一部変更(第 48 条)
- 12 令和 5 年 1 2 月 1 3 日 一部変更(第 5 条追加、第 53 条～第 56 条削除、第 55 条追加)